

第 3 6 2 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、第 3に掲げる各審査請求（以下これらを「本件各審査請求」という。）の対象となる行政文書の一部公開とした決定（以下これらを「本件各処分」という。）は、妥当である。

第 2 審査会における判断及び答申

本件各審査請求は、いずれも審査請求人が同一であり、その対象となる行政文書、これについての実施機関の処分の内容、審査請求の内容も同一であるほか、実施機関の処分の妥当性の判断において検討すべき内容等に類似する点が認められることから、当審査会はこれらを一括して判断し、答申を行うこととする。

第 3 本件各審査請求に至る経過

1 本件審査請求①について

(1) 平成30年12月21日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求①」という。）を行った。

平成30年度に公募された特定施設の指定管理者に選定された「法人等 A」の「指定管理者事業計画書（様式 5）」

(2) 同月27日、実施機関は、本件公開請求①に対して、特定施設の指定管理者に選定された「法人等 A」の事業計画書（様式 5）一式（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である法人等 A（以下「本件グループ」という。）に関する情報が記載されていたことから、本件グループの代表者である審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

(3) 平成31年 1月 7日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書について、会社名及び所在地以外の部分について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

(4) 同月31日、実施機関は、本件公開請求①に対して、一部公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

- (5) 同日、実施機関は、本件処分①を行ったこと、本件処分①を行った次に掲げる理由及び同年 2月19日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

本件行政文書のうち、個人の顔写真、氏名及び職員の経歴等に係る情報は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第 7条第 1項第 1号に該当するとして、非公開とする。

事業者の労務及び他の法人との取引に関する情報は、公にすることにより、審査請求人に明らかに不利益を与えられると認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 2号に該当するものとして、非公開とする。

しかし、その他の情報については、公にすることにより、本件グループの有する競争上の利益が損なわれるなど、本件グループに明らかに不利益を与えると認められるものではない。

- (6) 同年 2月 6日、審査請求人は、審査庁である名古屋市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分①を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分①について執行停止の申立てを行った。

- (7) 同月27日、審査庁は、本件処分①について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

2 本件審査請求②について

- (1) 平成31年 1月 4日、公開請求者は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求②」という。）を行った。

平成30年度特定施設指定管理者募集において応募者（ 5者）より提出された指定管理者事業計画書（様式 5）

- (2) 平成31年 1月 9日、実施機関は、本件公開請求②に対して、次に掲げる文書を特定したが、このうち本件行政文書には第三者である本件グループに関する情報が記載されていたことから、本件グループの代表者である審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

ア 本件行政文書

イ 平成30年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理事業

- 計画書（様式 5）一式（法人等 B）
- ウ 平成30年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理事業計画書（様式 5）一式（法人等 C）
- エ 平成30年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理事業計画書（様式 5）一式（法人等 D）
- オ 平成30年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理事業計画書（様式 5）一式（法人等 E）

(3) 同月15日、審査請求人は、実施機関に対し、上記 1(3) と同内容の意見書を提出した。

(4) 同年 2月15日、実施機関は、本件公開請求②に対して、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

(5) 同日、実施機関は、本件処分②を行ったこと、本件処分②を行った理由及び同年 3月 8日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

なお、本件処分②を行った理由は、上記 1(5) と同様のものである。

(6) 同年 2月19日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分②を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分②について執行停止の申立てを行った。

(7) 同月27日、審査庁は、本件処分②について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

3 本件審査請求③について

(1) 平成31年 1月22日、公開請求者は、条例に基づき、実施機関に対し、次に掲げる文書の公開請求（以下「本件公開請求③」という。）を行った。

平成30年度特定施設の指定管理者募集において、応募者が提出した申請書のうち様式 5一式（請求者の分を除く）

(2) 同月30日、実施機関は、本件公開請求③に対して、次に掲げる文書を特定したが、このうち本件行政文書には第三者である本件グループに関する情報が記載されていたことから、本件グループの代表者である審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

ア 本件行政文書

イ 平成30年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理者事

業計画書（様式 5）一式（法人等 B）

ウ 平成30年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理者事業計画書（様式 5）一式（法人等 D）

エ 平成30年度特定施設指定管理者募集において提出された指定管理者事業計画書（様式 5）一式（法人等 E）

(3) 同年 2月 1日、審査請求人は、実施機関に対し、上記 1(3) と同内容の意見書を提出した。

(4) 同月15日、実施機関は、本件公開請求③に対して、一部公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

(5) 同日、実施機関は、本件処分③を行ったこと、本件処分③を行った次に掲げる理由及び同年 3月 8日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

なお、本件処分③を行った理由は、上記 1(5) と同様のものである。

(6) 同年 2月19日、審査請求人は、審査庁に対し、本件処分③を不服として、審査請求を行うとともに、本件処分③について執行停止の申立てを行った。

(7) 同月27日、審査庁は、本件処分③について、執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第 4 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件各審査請求の対象となる行政文書の一部を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

(1) 個人の顔写真、氏名及び職員の経歴等に係る情報は、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち通常他人に知られたくないと認められるものであり、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

(2) 事業者の労務及び他の法人との取引に関する情報は、公にすることにより、事業者に明らかに不利益を与えると認められるものであるため、条例第 7条第 1項第 2号に該当する。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 指定管理者募集における応募事業者の事業計画書等は原則公開であるこ

とについて

ア 行政文書は条例に基づき原則公開であることについて

条例第 7条により、実施機関は、請求された行政文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該行政文書を公開しなければならない。

イ 原則公開とすることを審査請求人に知らせていることについて

審査請求人は、特定施設条例(平成30年 3月28日名古屋市条例第12号)第10条の規定に基づく、特定施設(以下「本件施設」という。)の指定管理者である。

本市においては、指定管理者の募集手続や選定方法等について、「指定管理者制度の運用に関する指針」を策定している。同指針の 5(6)カにおいては、「申請団体の申請書類等について情報公開請求があった場合は、条例第 7条第 1項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開しなければならない。このことについては、申請団体にあらかじめその承諾を得るため、募集要項に明記する」と定められている(本件指定管理者を募集した時点で適用された平成30年 4月のもの)。

そのため、実施機関は、申請書類等について、市が必要と認める場合に全部または一部を公表する旨を「特定施設指定管理者募集要項(以下「本件募集要項」という。)に明記したほか、募集説明会においても、当該書類は個人情報を除き原則として公開する旨、口頭で説明し、周知した。

ウ 名古屋市情報公開審査会の答申について

指定管理者選定に係る申請書類等の行政文書公開請求に対する公開・非公開決定については、これまでも事例がいくつかあり、名古屋市情報公開審査会の答申が出ており、すでに考え方は確立されている。これらの答申によると、指定管理者として選定された団体の申請書類等の情報は、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の選定過程及び選定理由について市民に対して証明責任を負うことからすると、情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められ、公開により団体が受ける損害が具体的に認められる場合を除き、法人情報に該当しないとされている。

(2) 本件処分で公開とした部分について

実施機関が本件処分で公開とした部分について、審査請求人は、事業計画書の作成ノウハウ自体が公になることで審査請求人の有する競争上の利益が損なわれ、明らかに不利益となる旨主張するとともに、利用促進の具

体的な手法、プログラムの開発経緯、施設維持管理計画等、各構成企業で足りない部分を相互に補完しグループは構成されており公開されることにより、各社の不得意分野が明らかになり競争上の利益が損なわれる旨主張し、本件行政文書の大半の部分を非公開とするよう求めている。

指定管理者は民間企業でもあるため、その事業計画書である本件行政文書については、一定の企業ノウハウにあたる情報が含まれる可能性はある。

しかし、該当すると思われる情報については、上記 1(2) で述べたとおり非公開としている。その余の部分に関し、審査請求人による上記の主張は、抽象的なおそれを述べるに留まっており、公開により審査請求人がいかなる損害を受けるかについて、具体的に主張・立証されていない。また、本市の他施設において同様の事業計画書を公開しているところ、審査請求人が主張するような競争上の利益が損なわれた事例は把握していない。そのため、本件情報を公開することによる公益より、公開とすることによって生じる事業活動上の不利益が優越するという特段の事情は認められない。

したがって、条例第 7 条第 1 項第 2 号には該当しないというべきである。

第 5 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件各処分のうち、本件行政文書を一部公開とした部分を取り消すとの裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

(1) 公開決定の部分について事業計画書の作成ノウハウ自体が公になることで本件グループの有する競争上の利益が損なわれ、明らかに不利益となる。提案書の書き方は、これまで多くの公募をとおして経験した課題、反省をもとに、いかに審査者に訴求できるかを考えて創りだしてきたものである。しかも、今回は 4 社が共同し、各社の特性や特色を活かした内容とするため、仕様の範囲で最大限の工夫が行われており、言わば提案書作成のノウハウに該当するため、その公開は本件グループに不利益をもたらすと考える。

(2) 利用促進の具体的な手法、プログラムの開発経緯、施設維持管理計画等、各構成企業で足りない部分を相互に補完し弊グループが構成されており、公開されることにより、各社の不得意分野が明らかになり競争上の利益が損なわれる。

審査請求人は15年以上の展示館運営経験を有し、この経験をもとに、苦

情対応、方針、人材の配置、研修、緊急時対応といった展示館の運営ノウハウを記載している。さらに情報管理、コンプライアンス、危機管理対応等は、社内規定等に基づいて作成したものであり、公開すべき類のものではない。

緑地管理や施設管理も、当該業務に精通した企業の経験と実績に基づいて作成されたノウハウの塊であり、公正であるべき公募において著しく競合他社を利するものであり、公開すべき内容ではない。

講演会やワークショップといったプログラムは、古墳管理の実績を有する構成企業の経験に基づき、古墳・古代好きな愛好家から古墳初心者まで幅広い層を想定して提案した、いわば創作物とも言えるものであり、競合他社に公開すべき内容ではない。

本件グループの独自提案である広報媒体や他施設で運営しているミュージアムショップの売上高、連携先は、いずれも相手先があるもので、公開すべき内容ではない。さらにスタッフの経歴や個人名、バックオフィス体制についても公開すべき内容ではない。

第 6 当審査会の判断

1 争点

本件行政文書のうち実施機関が公開とした部分(以下「本件情報」という。)が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するか否かが争点になっている。

なお、審査請求人の上記第 5 の 2 の主張には、実施機関が非公開とした部分についての記載も含まれるが、当該部分については、上記第 5 の 1 の本件審査請求の趣旨には含まれないことから、争点として取り扱わない。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書について

(1) 本件行政文書は、本件施設における平成31年 4月 1日から平成36年 3月 31日までの期間の指定管理者を募集した本件募集要項に基づき、本件グループから提出されたものである。

また、本件募集要項においては、「提出書類は、名古屋市情報公開条例

に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとします。情報公開請求があった場合は、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開となります。」と記載されていることが認められる。

(2) 本件グループは、本件施設の指定管理者に選定され、平成31年度から令和 5年度までの 5年間を指定管理期間として管理運営を行っている。

4 類似の事案についての当審査会の判断について

指定管理者の選定に係る申請書類等の公開決定等に対し、指定管理者として選定された団体からされた不服申立てに関しては、過去、当審査会から審査庁に対し、複数の答申（第 213号答申から第 216号答申まで等。以下「先例答申」という。）を行ってきたところである。

本件各審査請求については、先例答申と判断を異ならせるべき事情は認められないことから、当審査会は、先例答申における判断を踏まえ、以下のとおり判断するものである。

5 条例第 7条第 1項第 2号該当性について

本件情報が条例第 7条第 1項第 2号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、法人等の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人等にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件行政文書は、本件グループが本件施設の指定管理者として選定を受けるために提出した書類であり、本件グループにおける本件施設の運営管理についての人事管理や経営戦略に関する情報であることから、本件情報が法人等の事業活動に関する情報であることは明らかである。

(3) 次に、本件情報を公開すると、本件グループに明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

ア 条例第37条の 2第 1項において、指定管理者は、公の施設の管理に関する情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする旨規定し、また、同条第 2項において、実施機関は、指定管理者に対し、当該必要な措置を講ずるよう指導に努めなければならない旨規定しているのは、公の施設の管理については、指定管理者による運営であっても高い公共性を有し、市が施設の管理に関して説明責任を負うことから、情報の公開への要請が強いためである。

イ したがって、公の施設の管理に関連する情報について、公にすることにより法人に明らかに不利益を与えるか否かの判断においては、当該情報を公にする場合に生じる事業活動上の不利益と公開することによる公益との比較衡量が求められる。

(4) 本件情報を公開することによる公益について

上記のとおり、公の施設の管理が高い公共性を有することや、それに伴い本市が指定管理者の選定過程及び選定理由について市民に対し説明責任を負うことからすると、本件情報を公開することによって得られる公益は大きいと認められる。

(5) 本件情報を公にする場合に生ずる事業活動上の不利益について

ア 本件施設の指定管理者は民間企業等による共同事業体でもあるため、本件情報については、一定の企業ノウハウに当たる情報が含まれる可能性はある。しかし、審査請求人からは、公開によりいかなる損害を受けるかについて具体的に主張・立証されておらず、事業計画書作成のノウハウを公開すると本件グループに不利益をもたらす、展示館の運営や施設管理等のノウハウを公開すると著しく競合他社を利するなどの抽象的なおそれを述べるに留まっているため、本件情報を公開とすることによって生じる事業活動上の不利益が大きいとは認められない。

イ また、本件募集要項においても、条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き、公開する旨が明記されており、本件行政文書がこれを前提に作成及び提出されていることからすると、本件グループは、一定程度は企業ノウハウに当たる情報の公開を承認していたのであり、本件情報の非公開によって得られる利益への期待は高いとは言えない。

ウ したがって、本件情報を公開することによる公益より、公開とすることによって生じる事業活動上の不利益が優越するとする特段の事情は認められない。

以上のことを総合的に判断すると、本件情報を公開することによって、本件グループの権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、明らかに不利益を与えるとは言えない。

(6) 以上のことから、本件情報は条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当しないと認められる。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 8 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 2月27日	本件各審査請求に係る諮問書の受理
3月27日	本件各審査請求に係る弁明書の受理
4月24日	審査請求人に、本件各審査請求に係る弁明書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
令和元年 5月14日	反論意見書の受理
令和 4年 1月28日 (第44回第 1小委員会)	調査審議
2月25日 (第45回第 1小委員会)	調査審議
3月29日 (第46回第 1小委員会)	調査審議
4月19日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 荒見玲子、委員 門脇美恵、委員 川上明彦